

姫路市総合計画策定審議会運営要綱

令和 元年 6月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市総合計画策定審議会条例（平成31年姫路市条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、姫路市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(正副会長会議の設置)

第2条 審議会に正副会長会議を置く。

(正副会長会議の所掌事務)

第3条 正副会長会議は、審議会及び分科会間の連絡調整並びに総合計画の共通事項及び総括的事項についての必要な調査、検討及び調整を行う。

(正副会長会議の組織等)

第4条 正副会長会議は、審議会会長及び審議会副会長並びに分科会会長及び分科会副会長をもって組織する。

2 正副会長会議に議長を置き、審議会会長をもって充てる。

3 正副会長会議の会議の開催については、審議会の会議の開催の例によるものとする。

(分科会の名称及び分掌事務)

第5条 条例第9条の規定に基づき設置する分科会の名称及び分掌事務は、別表のとおりとする。

(分科会の会議)

第6条 分科会の会議の開催については、審議会の会議の開催の例によるものとする。

(分科会の会議結果の報告)

第7条 分科会における会議の結果は、分科会会長が審議会会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、市長公室において処理する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

分科会の名称	分 掌 事 務
第1分科会	主に市民活動、地方創生及び行財政運営に関すること。
第2分科会	主に環境、産業及び観光・スポーツに関すること。
第3分科会	主に健康福祉及び教育に関すること。
第4分科会	主に都市基盤及び防災・安全安心に関すること。